

## 金武町指定給水装置工事事業者 各種手続き一覧

	手続きを要する場合	提出書類	手数料
1	指定給水装置工事事業者の指定を受けたいとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)</li> <li>・ 誓約書(様式第2号)</li> <li>・ 機械器具調書</li> <li>・ 会社・機械器具・資材置場等の写真</li> <li>・ 事務所所在地見取り図</li> <li>・ 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(個人)</li> <li>・ 印鑑証明書(法人)</li> <li>・ 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状又は技術者証の写し)</li> </ul>	10,000 円
2	指定給水装置工事事業者の更新を受けたいとき	<p><b>【確認する内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定給水装置工事事業者の講習会の実績</li> <li>・ 指定給水装置工事事業者の講習会の業務内容</li> <li>・ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況</li> <li>・ 適切に業務を行うことができる技能を有する者の従事状況</li> </ul>	
3	指定給水装置工事事業者としての営業を廃止又は休止するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書</li> <li>・ 金武町指定給水装置工事事業者証</li> </ul>	なし
4	組織を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書</li> <li>・ 金武町指定給水装置工事事業者証</li> </ul>	1,000 円
5	代表者に異動があったとき		
6	工事店名を変更したとき		
7	営業所を移転したとき		
8	電話番号の変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書</li> </ul>	なし

9	指定給水装置工事事業者としての営業を再開するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定給水装置工事事業者の指定を受けたいとき」と同じ</li> <li>・指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書</li> </ul>	10,000 円
10	専属責任技術者に異動があったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任技術者選任・解任届出書</li> </ul>	なし
11	金武町指定給水装置工事事業者証を破損、汚損、紛失したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損・汚損の場合は、その指定工事店証を添付すること</li> </ul>	1,000 円